

条例見直し調書

		作成年度	平成20年度
条 例 名	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例		
条 例 番 号	昭和44年神奈川県条例第9号	法 規 集	第6編第1章第2節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	在宅の重度障害者等に対して、福祉の増進を図ることを目的に、県が手当を支給する。 ①重度重複障害者 身体障害者手帳1, 2級かつIQ35以下、支給額年60,000円 ②重度障害者 身体障害者手帳1, 2級若しくはIQ35以下又は身体障害者手帳3級かつIQ50以下、支給額年35,000円 ③重度障害者に準じる者 身体障害者手帳3級若しくはIQ40以下又は身体障害者手帳4級かつIQ50以下、支給額年25,000円		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	条例制定から40年近くが経過する中で、在宅の障害福祉サービスが充実するなど、条例制定時と比べ一定の福祉の増進が図られてきているが、在宅で常時介護を必要とする生活上の困難性の高い重度重複障害者等については、未だに十分な在宅サービスを受けることが困難な状況があるので、手当の支給は、継続する必要がある。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	在宅の重度重複障害者など生活上の困難性の高い障害者については、施策の充実によってもなお十分なサービスを受けることが困難であることから、手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的・精神的負担を軽減する必要がある。	【支給実績】 平成17年度 139,005人 4,638,860千円 平成18年度 135,354人 4,521,997千円 平成19年度 132,658人 4,437,845千円
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	条例の施行にあたっては、事務処理の特例に関する条例及び同規則に基づき、申請及び届出又はその内容の調査について、受給者の利便性等に配慮し、身近な市町村において事務処理を行っており、効率的に運用している。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	「神奈川力構想」を補完する「かながわの障害福祉ブランドデザイン」において、「障害者の地域生活を支える資源の不足を補うための個人給付から、今後は、個人を対象とする一律の現金給付を見直し、その財源を地域生活を支えるサービスの充実を図るための財源へと転換することが必要」とされていることから、この基本方針に適合させていく必要がある。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	法令に抵触しない。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 在宅で常時介護を必要とする生活上の困難性の高い重度重複障害者等に重点化するための改正を検討する必要がある。	特 記 事 項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無